

令和2年度地域包括支援センター事業評価（令和元年度事業分） 全体総評

地域包括支援センター事業評価は今回で3回目（3年度目）となります。前回からの大きな変更点として、事業評価の基となる事業評価書を本市独自のものから厚生労働省によるものへ切り替えました。これは、昨年度まで本市独自のものと厚生労働省からの照会に基づくものとの事業評価を年度内に2回実施していましたが、評価の項目や切り口等がほぼ同じであったため、地域包括支援センターの業務負担の軽減という観点から、必ず実施しなければならない厚生労働省による事業評価の方にまとめたためです。

評価結果をみると、前回に引き続き各地域包括支援センターにおいて、ほぼ全ての分野において4点満点中の3点以上を獲得しています。

「介護予防ケアマネジメント支援・介護予防支援」、「在宅医療・介護連携」、「認知症高齢者支援」及び「生活支援体制整備」では、各地域包括支援センターで満点となっており、引続き堅実にこの取組を続けていくが求められます。

一方で、「組織／運営体制」、「総合相談支援」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」及び「地域ケア会議」については、各地域包括支援センターにより評価が分かれていることがわかります。

「組織／運営体制」については、一部の地域包括支援センターで3職種の部分的な欠員が一定期間生じたり退職があったため、知識経験のある職員の確保・育成に努めることが課題となっています。

「総合相談支援」については、構築した関係機関・関係者とのネットワークや把握した社会資源を効果的に活用できるよう、リスト化・マップ化等の対応が求められます。

「権利擁護業務」については、特に成年後見人制度の取組において課題と感じていることへの対応策を検討し、本市も含めて引続き関係機関との連携を図りながら、取組を進める必要があります。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」については、介護支援専門員から受けた相談事例を整理・分類するに留まらず、経年的にも把握できるよう管理していくことが求められます。

「地域ケア会議」については、積み重ねた地域ケア個別会議の課題分析を基に、地域づくり・資源開発等について検討を行う地域ケア会議の開催に今後は注力していくことが課題となります。また、一部の地域包括支援センターにおいては人員の退職等に地域ケア会議を適切に開催できなかつたため、人員の確保・育成を行い、適切に開催することが求められます。

「鎌倉市指定事業」については、委託契約に基づき実施する介護予防教室等のテーマを、アンケート等によるニーズ調査や把握した地域課題に基づき設定し、地域に即した内容で実施することが求められます。

今後も地域包括支援センターの事業が効果的、効率的に運営されているか等について、各地域包括支援センター職員自身が振り返ることで点検を行い、評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで、一定の運営水準の確保につなげてまいります。